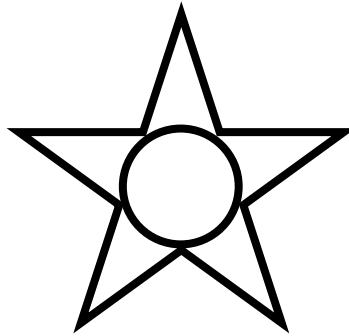


令和5年度  
釧路市合併処理浄化槽設置費補助金



～申請の手引き～

釧路市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止や、生活環境の保全および公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽を設置する方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。

この補助金の交付を希望される方は、『釧路市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱』（以下、交付要綱）と、この『申請の手引き』に基づいて、申請の手続きを行ってください。

【申請・問い合わせ先】

釧路市役所 1階 環境保全課 環境管理担当

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

(TEL) 0154-31-4535

(FAX) 0154-23-4651

(E-mail) ka-kankyokanri@city.kushiro.lg.jp

## 1 補助の対象となる合併処理浄化槽

この補助金の対象となる「合併処理浄化槽」は、下水道を整備する予定がない地域において、次の要件を満たすものとします。

- ◆ 自らが居住し、または居住しようとする専用住宅に設置する合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下の規模のもの
- ◆ 合併処理浄化槽登録要領に基づく全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽であるもの
- ◆ 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録浄化槽であるもの
- ◆ 浄化槽法の規定により北海道への登録または届出をしている「浄化槽工事業者」で、かつ、北海道釧路総合振興局の所管区域に事業所を有する「浄化槽工事業者」に施工させるもの
- ◆ 一般社団法人 浄化槽システム協会作成の「環境配慮型浄化槽適合機種・仕様一覧表」に掲載されている環境配慮型浄化槽であるもの  
(浄化槽システム協会 ホームページ <http://www.jsa02.or.jp/>)

※ 専用住宅とは、居住を目的とした住宅または店舗等を併用した住宅であって、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものを言います。

なお、上記の要件を満たす「合併処理浄化槽」を設置する場合でも、次のいずれかに該当する方は、補助金の対象となりません。

- ◇ 浄化槽法の規定に基づく設置の届出の審査または建築基準法の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する方
- ◇ 専用住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られてない方
- ◇ 合併処理浄化槽を更新する方（災害に伴う更新を除く）
- ◇ 市内で合併処理浄化槽付専用住宅（賃貸住宅を除く）に居住し、かつ、自ら居住するための専用住宅を新築（世帯分離する場合を除く）、建替えまたは増改築する方
- ◇ 販売目的で合併処理浄化槽付専用住宅を建築する方
- ◇ 市税を滞納している方
- ◇ 補助金交付決定通知書（様式第3号）を受け取る前に当該合併処理浄化槽の設置工事を着工した方
- ◇ その他、市長が交付要綱の趣旨に反し、補助金を交付することが適当でない  
と認める方

## 2 補助の対象となる経費

合併処理浄化槽の設置に係る経費のうち、補助の対象となるものは次のとおりです。

設置に係る経費（消費税および地方消費税を除く）	新築の場合	単独転換またはくみ取り転換の場合
◇設置工事費 （合併処理浄化槽本体および合併処理浄化槽の設置工事） ※ ベースコンクリートから上部スラブまでの間に支柱を打つことは、設置に必要な工事として補助の対象とします。	補助対象	補助対象
◇単独処理浄化槽またはくみ取り便槽撤去工事費	補助対象外	補助対象
◇宅内配管工事費 （浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所および風呂からの排水）、ますの設置および住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事）	補助対象外	補助対象※
◇便所の改造費	補助対象外	補助対象外
◇特殊工事費 （浄化槽上部を駐車場として利用する場合の補強工事など）	補助対象外	補助対象外

※単独転換またはくみ取り転換を行う場合の宅内配管工事費について

「建て替え」や「既設住宅の間取りが変わるような増改築」と併せて宅内配管工事を行う場合は、補助対象外となりますので、増改築の規模についても事前に市にご相談ください。

## 3 補助金の額

補助金の上限額は、合併処理浄化槽の処理対象人員に応じて、次の額とします。

人槽区分	5人槽	7～10人槽
合併処理浄化槽設置費補助額	600,000円	800,000円

単独転換またはくみ取り転換の場合は、次の額を上限として、加算します。加算する額に、千円未満の端数がある場合、その端数を切り捨てるものとします。

単独処理浄化槽撤去費	120,000円
くみ取り便槽撤去費	90,000円

単独処理浄化槽またはくみ取り便  
槽の撤去に伴う宅内配管工事費

300,000円

## 4 予約申込の方法

補助金の交付を希望する方は、受付期間内に予約申込書の提出が必要です。

令和5年4月3日（月）～令和5年12月28日（木）

- ※ 設置する浄化槽の大きさによって、補助金の額が異なりますので、予約申込書を作成する際には、浄化槽工事業者（別紙参照）に相談してください。
- ※ 持参の場合は、平日の午前8時50分から午後5時20分までに申請先に提出してください。

## 5 対象者の決定方法

申込内容を確認後、対象者の決定の可否について文書で通知します。決定通知書を受け取った方は、浄化槽法の届出（建築基準法の確認申請）、補助金交付申請の手続きに移っていただきます。

- ※ 補助金の交付件数は、新築・既存合わせて3件程度を予定しております。

## 6 申請の方法

補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して申請先に提出してください。なお、申請前に工事を着工した場合、補助金の対象となりませんので、必ず工事の着工前に行ってください。

- (1) 設置場所の見取図
- (2) 賃貸人の承諾書（賃貸住宅に居住している場合）
- (3) 設置工事費内訳（見積）書（様式第2号）
- (4) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- (5) 登録浄化槽管理票（C票）
- (6) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 市税の完納証明書
- (9) 誓約書（釧路市条例第33号 釧路市暴力団排除条例 第6条の1関係）

(10) その他市長が必要と認める書類

※ 工事請負契約書については、平成元年2月8日付衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知に準じた契約書モデルを示しておりますが、これ以外に、浄化槽法第7条による水質検査を受けた結果、設置工事について改善の指摘を受けた場合に、浄化槽工事業者が瑕疵担保責任を負うことを明確にしたものであれば、様式は問いません。

## 7 交付の決定

補助金交付申請書と添付書類を審査し、現地の状況を確認後、補助金の交付を決定した場合には、補助金交付決定通知書（様式第3号）を送付いたします。

なお、審査の結果、申請内容が要件を満たしていない場合は、補助金の不交付を決定した補助金不交付決定通知書（様式第4号）を送付いたします。

※ 現地の状況については、次の点を確認します。

- ・ 設置場所は、申請のとおりか
- ・ 設置場所に、既に申請の浄化槽が設置されていないか
- ・ 単独処理浄化槽またはくみ取り便槽撤去の加算補助がある場合は、既に撤去されていないか

## 8 申請内容の変更等

補助金の交付決定後に、申請内容の変更や、設置工事の中止を行う場合は、変更等承認申請書（様式第5号）を提出してください。また、補助対象者が死亡した場合、交付決定された住宅に居住する方であれば、代わって補助金を受けることができます。

その際は、前述した申請書に次の書類も添付して申請先に提出してください。

- (1) 補助対象者の戸籍謄本（写し可）
- (2) 新補助対象者の住民票の写し
- (3) 浄化槽管理者変更報告書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 9 実績報告書の提出

浄化槽本体埋設前に、現地の状況確認を受けた後、工事を完了してください。

合併処理浄化槽設置工事完了後1か月以内、または令和6年2月29日（木）までのいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して申請先に提出してください。

- (1) 浄化槽保守点検業者・浄化槽清掃業者との間で締結した業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し（宅内配管工事費の加算補助がある場合は浄化槽法第11条に基づく法定検査依頼書を含む。）
- (3) 施工中の状況を写した次の写真
  - ア 平成元年2月8日付衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知に基づく次の写真
    - (ア) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
    - (イ) 基礎工事の状況を示す写真
    - (ウ) 据付工事の状況を示す写真
    - (エ) かさ上げの状況を示す写真
  - イ 型式の確認ができる浄化槽本体を写した写真
  - ウ 本体工事と宅内配管工事のそれぞれの施工前後および施工状況について確認できる写真（宅内配管工事費の加算補助がある場合）
- (4) 設置工事費内訳（実績）書（様式第7号）
- (5) 施工状況確認表（様式第8号）
- (6) 住民票の写し（釧路市内への転入および転居の場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

※ 現地の状況については、次の点を確認します。

- ・ 宅内配管工事が適切に実施されているか
- ・ 浄化槽本体は設置申請どおりの形式であるか
- ・ 基礎底板コンクリート厚は所定の厚さであるか
- ・ 深さが凍結深度以下であるか  
（釧路・阿寒地区は100cm、音別地区は90cm）

## 10 補助金額の確定

実績報告書および添付書類を審査し、現地の状況を確認後、補助金額確定通知書（様式第9号）により交付する補助金額を通知します。補助対象者は、その金額および振込口座（本人名義）を所定の請求書に記入し、申請先に提出してください。

※ 現地の状況については、次の点を確認します。

- ・ 浄化槽本体の稼働状況およびその周辺の状況
- ・ ブロワの設置、稼働状況
- ・ 単独処理浄化槽またはくみ取り便槽撤去の加算補助がある場合は、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽が撤去されているか

## 11 補助金の支払い

請求書の内容を確認後、補助対象者が指定した金融機関の口座（本人名義）に補助金を振り込みます。

## 12 領収書の写しの提出

浄化槽工事業者への設置工事費の支払いに際して、釧路市からの補助金を活用できるように、補助金の交付後に、領収書の写しを提出していただきます。

なお、領収書の金額は、設置工事費内訳（実績）書（様式第8号）の合計額と同額になっていることを確認してください。

## 13 申請書類等の入手方法

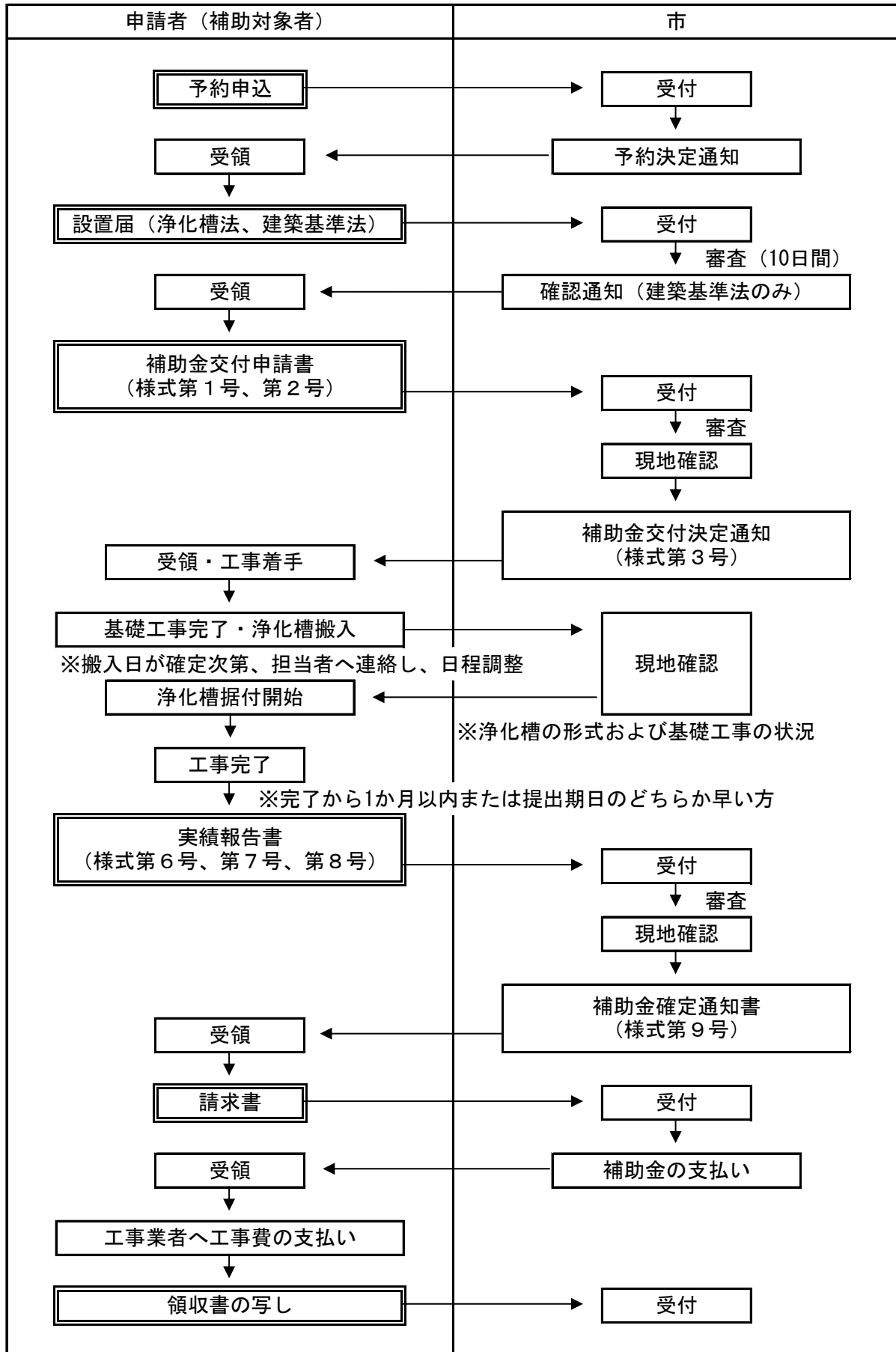
申請書類等は令和5年4月3日（月）から市役所環境保全課、阿寒町・音別町各行政センター市民課にて配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

## 14 手続きの代行

申請者（補助対象者）は、補助金交付申請書、変更等承認申請書、実績報告書の提出について、浄化槽工事業者（手続代行者）に依頼することができます。

なお、手続きの代行を依頼された浄化槽工事業者（手続代行者）は、誠意をもって手続きを行ってください。

# 15 手続きの流れ



※宅内配管工事の加算補助がある場合は、工事の着手から完了までの間に配管の施工状況の現地確認を市に依頼すること